

○むつ市開発行為許可事務要綱

平成19年4月1日

告示第39号

改正 令和7年3月31日告示第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に基づく開発行為の許可等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第2条 市長は、法第29条第1項又は第2項の規定による許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）及び法第34条の2第1項の規定による開発行為の協議（以下「開発協議」という。）をしようとする者（以下「協議者」という。）に対し、法第30条第1項に規定する申請書（様式第1号・様式第2号・様式第3号）、同条第2項に規定する書面及び図書並びに省令第17条第1項に定める添付図書のほか、法第33条第1項各号（第14号を除く。）に規定する基準に適合していることを示す図書を提出させるものとする。ただし、同項第12号及び第13号の基準に適合していることを示す場合にあっては、次の表に掲げるものとする。

1 第12号の基準に適合していることを示す書類（許可申請者又は協議者が国、県、市町村その他資力及び信用について市長が特に調査する必要がないと認めた者である場合には省略できる。）	(1) 申請者の資力及び信用に関する調書（様式第4号） (2) 申請者の住民票抄本（法人の場合は、登記事項証明書） (3) 申請者の所得税及び個人事業税の前年における納付すべき額及び納付済額を証する書面（法人の場合は、法人税及び法人事業税の前事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面）
2 第13号の基準に適合していることを示す書類	(1) 工事施行者の能力に関する調書（様式第5号） (2) 工事施行者の住民票抄本（法人の場合は、登記事項証明書） (3) 工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることを証する書類

(設計説明書)

第3条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、様式第6号によるものとする。

(開発行為の施行等の同意書)

第4条 市長は、許可申請者及び協議者に対し、省令第17条第1項第3号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類として、次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 開発区域内権利者一覧表(様式第7号)

(2) 開発行為の施行等に関する同意書(様式第7号の2)

(設計者の資格)

第5条 市長は、許可申請者及び協議者に対し、省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類として、設計者の資格に関する申告書(様式第8号)及び必要書類を提出させるものとする。

(開発許可に係る変更申請書)

第6条 法第35条の2第2項の規定による申請書は、開発行為変更許可申請書(様式第9号)によるものとする。

(開発協議に係る変更協議書)

第7条 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による変更の協議書は、開発行為変更協議書(様式第10号)によるものとする。

(開発許可及び開発協議に係る変更届出)

第8条 市長は、法第35条の2第3項の規定により届出をしようとする者に対し、開発行為変更届出書(様式第11号)及び変更の内容を示す図書を提出させるものとする。

(工事完了の届出等の添付図書)

第9条 市長は、法第36条第1項の規定により届出をする者に対し、省令第29条に規定する工事完了届出書(様式第12号)又は公共施設工事完了届出書及び次に掲げる図書を提出させるものとする。ただし、公共施設工事完了届出書については、第2号の土地利用計画図を省略することができる。

(1) 付近見取図

(2) 土地利用計画図

(3) 届出に係る工事に着手したとき及び当該工事が完了したときにおける開発区域の状況が確認できる写真及び当該工事の施行状況が確認できる写真

(4) 開発区域及び開発行為に関する工事により公共施設を設置した場合にあっては、公共施設を設置した土地の登記簿謄本及び公図の写し

(工事完了公告)

第10条 法第36条第3項の規定による工事の完了の公告は、むつ市公告式条例（昭和34年むつ市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

（工事完了公告前の建築等の承認申請）

第11条 市長は、法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者に対し、工事完了公告前の建築（建設）承認申請書（様式第13号）及び次に掲げる図書を提出させるものとする。

- （1） 付近見取図
- （2） 建築又は建設しようとする土地の区域（以下「承認申請区域」という。）を明示した土地利用計画図
- （3） 建築物又は特定工作物の配置図（縮尺300分の1以上のもの）
- （4） 建築物又は特定工作物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
- （5） 承認申請区域の現況写真
- （6） 承認申請区域に係る土地の登記簿謄本及び公図の写し
- （7） 承認申請区域の面積を算出した図面

（工事の廃止の届出書の添付図書）

第12条 市長は、法第38条の規定により開発行為に関する工事の廃止の届出をしようとする者に対し、省令第32条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出書（様式第14号）及び次に掲げる図書を提出させるものとする。

- （1） 当該開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- （2） 工事に着手している場合には、当該工事の廃止に係る土地の区域（以下「廃止区域」という。）の現況図（縮尺2500分の1以上のもの）
- （3） 廃止区域を明示した図面（縮尺1000分の1以上のもの）
- （4） 工事に着手している場合には、工事に着手したとき及び当該工事を廃止したときにおける廃止区域の状況が確認できる写真及び当該工事の施行状況が確認できる写真

（建築物の特例許可の申請）

第13条 市長は、法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者に対し、建築物の特例許可申請書（様式第15号）及び次に掲げる図面を提出させるものとする。

- （1） 付近見取図
- （2） 許可を受けようとする土地の区域（以下「許可申請区域」という。）を明示した土地利用計画図
- （3） 建築物の配置図（縮尺300分の1以上のもの）
- （4） 建築物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
- （5） 許可申請区域の存する土地の登記簿謄本及び公図の写し

(6) 許可申請区域の面積を算出した図面

(予定建築物以外の建築物等の建築等の許可申請)

第14条 市長は、法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようする者に対し、予定建築物等以外の建築物等の建築等許可申請書（様式第16号）及び前条各号に掲げる図面を提出させるものとする。

(開発許可に基づく地位の承継の届出)

第15条 市長は、法第44条の規定による開発許可に基づく地位の承継をした者に対し、開発許可に基づく地位の承継届出書（様式第17号）及び次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 相続人の場合、相続関係を示す戸籍の全部事項証明（謄本）又は届出者と開発許可を受けた者との関係を証する書類

(2) 法人の場合、合併前である開発許可を受けた者との関係を証する書類

(開発許可に基づく地位の承継の申請)

第16条 市長は、法第45条の規定による開発許可に基づく地位を承継しようとするものに対し、開発許可に基づく地位の承継の承認申請書（様式第18号）及び次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類

(2) 省令第16条第5項に規定する資金計画書

(3) 第2条の表に掲げる書類

(開発登録簿)

第17条 省令第36条第1項に規定する調書は、開発登録簿（様式第19号）によるものとする。

(開発登録簿の写しの交付申請)

第18条 市長は、法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しを請求しようとする者に対し、開発登録簿の写しの交付申請書（様式第20号）を提出させるものとする。

(標識の設置)

第19条 法第81条第3項の規定により設置する標識は、様式第21号によるものとする。

(開発行為又は建築に関する証明書の交付申請)

第20条 市長は、省令第60条第1項の規定による証明書（法第53条第1項の規定に適合していることを証するものを除く。以下同じ。）の交付の申請があったときは、その計画が法第29条第1項若しくは第2項、第34条の2第1項、第35条の2第1項、第41条第2項又は第42条の規定に適合しているときは、当該証明書の交付を申請した者に対し、様式第22号による証明書を

交付するものとする。

2 市長は、前項の証明書の交付を受けようとする者に対し、都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書（様式第22号）による申請書及び次に掲げる図書を提出させるものとする。

- （1） 付近見取図
- （2） 建築物又は特定工作物の配置図（縮尺300分の1以上のもの）
- （3） 建築物又は特定工作物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
- （4） 申請に係る土地の面積を算出した図面
- （5） 申請に関する計画が法第29条第1項若しくは第2項、第34条の2第1項、第35条の2第1項、第41条第2項又は第42条の規定に適合していることを証する図書
（立入検査に係る身分証明書）

第21条 法第82条第2項の規定による証明書は、立入検査証（様式第23号）によるものとする。

（書類の提出部数）

第22条 法第3章第1節（法第47条を除く。）の規定により市長に提出する許可又は承認に係る申請書（様式第20号）の提出部数は、正本及び副本各1部とする。

2 法第47条第5項の規定により市長に提出する開発登録簿の写しの交付申請書の提出部数は、正本1部とする。

3 第18条第1項に規定する証明申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年4月14日告示第103号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第49号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 むつ市長 許可申請者 住所 氏名 電話		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (区域の地名・地番)	
	2 開 発 区 域 の 面 積	(実測) 平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工事施行者の住所及び氏名	
	5 工事着手予定年月日(造成工事)	年 月 日(許可後 日 月 以内)
	6 工事完了予定年月日(造成工事)	年 月 日(許可後 日 月 以内)
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	☐ 自己居住用 ☐ 自己業務用 ☐ 非自己用
	8 そ の 他 必 要 な 事 項	年 月 日 農地転用許可申請 設計者氏名 TEL
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

備考

- ※印のある欄は記載しないこと。
- 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第2号（第2条関係）

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第2項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 むつ市長 許可申請者 住所 氏名 電話		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (区域の地名・地番)	
	2 開発区域の面積	(実測) 平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者の住所及び氏名	
	5 工事着手予定年月日(造成工事)	年 月 日(許可後 日 月 以内)
	6 工事完了予定年月日(造成工事)	年 月 日(許可後 日 月 以内)
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	☐ 自己居住用 ☐ 自己業務用 ☐ 非自己用
	8 その他必要な事項	年 月 日 農地転用許可申請 設計者氏名 TEL
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日 第 号	

備考

- ※印のある欄は記載しないこと。
- 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第3号（第2条関係）

開発行為協議書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議をします。		
年 月 日 協議申請者 住 所 氏 名 電 話		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (区域の地名・地番)	
	2 開発区域の面積 (実測) 平方メートル	
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日(造成工事) 年 月 日(許可後 日 月 以内)	
	6 工事完了予定年月日(造成工事) 年 月 日(許可後 日 月 以内)	
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	☐ 自己居住用 ☐ 自己業務用 ☐ 非自己用
	8 その他必要な事項	年 月 日 農地転用許可申請 設計者氏名 TEL
※受付番号	年 月 日 第 号	
※協議成立に付した条件		
※協議成立番号	年 月 日 第 号	

備考

- 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第4号（第2条関係）

申請者の資力及び信用に関する調書

都市計画法第33条第1項第12号に規定する資力及び信用については、下記のとおりです。

記

1 設 立 年 月 日	年 月 日	2 資 本 金	千円			
3 法 令 に よ る 登 録 等						
4 従 業 員 数	人(うち土木建築関係技術者 人)					
5 前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税		事 業 税			
	千円		千円			
6 前 年 度 事 業 量	千円	7 資 産 総 額	千円			
8 主なる取引金融機関						
9 宅 地 造 成 (開 発 行 為) 経 歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面積 (㎡)	許可年月日 番 号	工事着手・完了 年 月 月
					年 月 日 第 号	年 月 着手 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着手 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着手 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着手 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着手 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着手 年 月 完了

備考

- 「記中の3」欄には、宅地建物取引業法による宅地取引業者の免許、建築業法による建設業者の登録、建築士法による建築士事務所の登録等について記載すること。
- 次の書類を添付すること。
 - ①法人にあっては、前事業年度における法人税及び法人事業税に関する納税証明書
 - ②個人にあっては、前年における所得税及び個人事業税に関する納税証明書
 - ③法人にあっては、登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）

様式第5号（第2条関係）

工事施行者の能力に関する調書

都市計画法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の能力については、下記のとおりです。

記

1 工事施行者の住所 氏名又は名称						
2 設立年月日		年 月 日	3 資本金		千円	
4 建設業法による 建設業者登録		登録 年 月 日	国土交通大臣 知 事 第 号			
5 建設業法第26条 による主任技術者の 住所及び氏名						
6 従業員数		事務職	技術職	労務職	計	
		人	人	人	人	
7 主なる取引金融機関						
8 技術者略歴	職 名	氏 名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
9 宅地造成 工事施行 経歴	注文主の氏名又は 名 称	元請 の別 下請	施行場所	面積 (㎡)	許可年月日	完了年月日

備考 次の書類を添付すること。

- ①工事施行者の住民票抄本(法人の場合は登記事項証明書)
- ②工事施行者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることを証する書類

様式第6号（第3条関係）

（表面）

設 計 説 明 書												
開発区域の 地名地番												
設計の方針	別 紙											
工 区 区 分	工 区	第一工区					計					
	地 番											
	面 積						m ²					
開発区域内の 土地の現 況	地目別	地 目	宅 地	農 地	山 林	その他	計					
		地 番					m ²					
		面 積					%					
	所有者別	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計					
		面 積					m ²					
		割 合					%					
土 地 利 用	区分	住宅用地	住宅用地 以外の用地	公共施設用地	その他の 用地	計						
	面 積					m ²						
	割 合					%						
街区の設計 方針	住 宅 用 地					道 路 配 置						
	最大面積	最小面積	平均面積	区画数	幅員							
					延長							
公共施設等 の整備計画	区 分	道路用地	公園用地		その他用地	計						
	面 積					m ²						
	割 合					%						
	管 理 者											
	用地の帰属											
	その他の 施設	給 水 施 設										
		電 気 施 設										
		ガ ス 施 設										
下水道等の施設												
備 考	※ 設計の方針は裏面参照											

(裏面)

設計の方針には概ね次の内容を記載すること(別紙とする。)

- 1 計画の主旨
- 2 開発の適地性
 - (1) 位置関係
 - (2) 地目、地形、地質等
 - (3) 周辺の道路状況
- 3 開発の手法
 - (1) 造成計画(盛土、切土、擁壁等)
 - (2) 区画内道路
 - (3) 排水施設
 - (4) 給水施設(消防水利施設を含む。)
 - (5) 公園、緑地等
 - (6) 住区

様式第7号(第4条関係)

開発区域内権利者一覧表

物 件 種 別	所 在 及 地 番	面積 (㎡)	権 利 種 別	権 利 者 氏 名	同 意 状 況	摘 要

- 備考
- 1 申請者を含めて全ての権利者について記載すること。
 - 2 物件種別の欄には、土地・建物等の種別を記入すること。
 - 3 権利種別の欄には、所有権・抵当権等の別を記入すること。
 - 4 同意状況の欄には、その旨を記載し協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること(申請者と土地所有者等が同じ場合は記入する必要はありません。)
 - 5 同一物件に権利者が複数いる場合は、摘要の欄にその旨を記入すること。

様式第7号の2（第4条関係）

開発行為の施行等に関する同意書

年 月 日

開発者 住 所
氏 名

様

権利者 住 所
氏 名
電 話

印

私が権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。

なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物 件 種 別	所在及び地番	面積(㎡)	権 利 種 別	摘 要

備考 1 権利者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者と権利者が同じである場合は、提出する必要はありません。

3 印は実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

4 物件種別の欄には、土地・建物等の別を記載すること。

5 権利種別の欄には、所有権・抵当権等の別を記載すること。

6 同一物件に権利者が複数いる場合は、摘要の欄にその旨記載すること

様式第8号（第5条関係）

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

むつ市長

設計者住所

氏 名

電 話

都市計画法第31条に規定する設計者の資格について、下記のとおり申告します。

記

1	該当資格	都市計画法施行規則第19条 第1号 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト 第2号				
2	資格に関する最終学歴	学 校 名			所在地	
		学部名・専攻学科			修 業 年 月	年 月 卒 業 中 退
3	資格免許等	名 称				
		登 録 番 号 等				
		取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
4	勤務先の名称 実務経歴	所 在 地	在 職 期 間		職 名	職 務 内 容
			年月～年月	年月数		
5	設計経歴	事 業 主 名	工事施行者	施行場所	面積(㎡)	設計年月日

備考 記中の2又は3欄の申告事項を証する書類を添付すること。

様式第9号（第6条関係）

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 むつ市長 許可申請者 住 所 氏 名 電 話		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (区 域 の 地 名 ・ 地 番)	
	2 開 発 区 域 の 面 積	(実測) 平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工事施行者の住所及び氏名	
	5 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 そ の 他 の も の の 別	☐ 自己居住用 ☐ 自己業務用 ☐ 非自己用
	6 設 計 の 内 容	
	7 そ の 他 必 要 な 事 項	年 月 日 許可申請 申請代理者 住所 氏名 電話 盛土規制法対象 工事の該当 ☐ 有 ☐ 無 盛土規制法に係る{ 中間検査の該当 ☐ 有 ☐ 無 定期報告の該当 ☐ 有 ☐ 無
開 発 許 可 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号
変 更 の 理 由		

備考

- 1 変更許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第10号（第7条関係）

開発行為変更協議書

都市計画法第35条の2第4項において準用する同第34条の2第1項の規定により、 開発行為の変更の協議をします。			
年 月 日			
むつ市長			
許可申請者 住所 氏 名 電 話			
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称 (区域の地名・地番)	
	2	開発区域の面積	(実測) 平方メートル
	3	予定建築物等の用途	
	4	工事施行者の住所及び氏名	
	5	自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	6	設計の内容	
	7	年 月 日 許可申請 申請代理者 住所 氏 名 電 話 盛土規制法対象 工事の該当 ☐有 ☐無 盛土規制法に係る{ 中間検査の該当 ☐有 ☐無 定期報告の該当 ☐有 ☐無	
開発行為の協議成立番号		年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由			

備考

- 1 変更協議者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の変更の概要(「その他必要な事項」を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第11号（第8条関係）

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

むつ市長

届出者 住 所

氏 名

電 話

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け
出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発行為の許可(協議成立)番号 年 月 日 第 号

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 3 変更の内容を示す図書を添付すること。

様式第12号（第9条関係）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

むつ市長

届出者 住 所
氏 名
電 話

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事(許可(協議成立)番号
年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工 事 完 了 年 月 日 年 月 日
- 2 工事に完了した開発区域又は工区に
含まれる地域の名称及び面積 m^2

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考

- 1 ※印のある欄には、記載しないこと。
- 2 記中の2欄には、届出地の地名地番を略さず記入すること。
- 3 案内図、土地の地番を記載した土地利用計画図を添付すること。
- 4 届出書は、2部提出すること。
- 5 土地利用計画図は、届出書へ添付する以外に1部提出すること(開発登録簿用)。
- 6 完成写真を1部添付すること。
- 7 公共施設の登記簿謄本を添付すること。
- 8 消防水利施設が設置されている場合は、消防水施設検査済証を添付すること。

様式第13号（第11条関係）

工事完了公告前の建築(建設)承認申請書

年 月 日

むつ市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

都市計画法第37条第1項の規定により、工事完了公告前の建築(建設)の承認を申請します。

開 発 行 為 の 許 可 (協 議 成 立) 番 号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の 名称(区域の地名・地番)	
建築(建設)しようとする 土地の所在及び面積	
建築物(特定工作物)の 規模及び構造	
建築物(特定工作物)の用途	
建築(建設)に係る工事の期間	
申 請 の 理 由	

備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 次の図書を添付すること。

- ①付近見取図
- ②承認申請区域を明示した土地利用計画図
- ③建築物又は特定工作物の配置図(縮尺300分の1以上のもの)
- ④建築物又は特定工作物の平面図及び2面以上の立体図(縮尺100分の1以上のもの)
- ⑤承認申請区域の現況写真
- ⑥承認申請区域の存する土地の登記簿謄本及び公図の写し
- ⑦承認申請区域の面積を算出した図面

様式第14号（第12条関係）

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

むつ市長

届出者 住 所

氏 名

電 話

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可（協議成立）番号 年
月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 開発行為に関する工事を廃止した年月日 年 月 日

2 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の名称

3 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の面積 m²

※ 添付書類 許可書一式、廃止理由書、現況写真

様式第15号（第13条関係）

建築物の特例許可申請書

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、建築物の特例の許可を申請します。 年 月 日 むつ市長 許可申請者 住所 氏名 電話		※ 手数料欄	
開発行為許可（協議成立）年月日番号		年 月 日 第 号	
開発許可を受けた者の住所・氏名			
法第41条第1項の制限の内容	敷地面積に対する建築面積の割合		
	建築物の高さ		
	壁面の位置		
	その他制限	建築物の敷地	
		建築物の構造	
		建築物の設備	
建築物を建築しようとする土地の所在			
建築物の用途		工事の種別	
建築物の敷地面積		平方メートル	建築面積 平方メートル
制限の特例申請事項	敷地面積に対する建築面積の割合		
	建築物の高さ		
	壁面の位置		
	その他制限	建築物の敷地	
		建築物の構造	
		建築物の設備	
申請の理由			

備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 次の図書を添付すること。

①付近見取図 ②許可申請区域を明示した土地利用計画図 ③建築物の配置図（縮尺300分の1以上のもの） ④平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの） ⑥許可申請区域の存する土地の登記簿謄本及び公図の写し ⑦土地の面積を算出した図面

様式第16号（第14条関係）

予定建築物等以外の建築物等の建築等許可申請書

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等 以外の建築物等の建築等の許可を申請します。 年 月 日 むつ市長 許可申請者 住 所 氏 名 電 話		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 許 可 (協 議 成 立) 番 号	年 月 日 第 号	
開発許可を受けた者の 住 所 ・ 氏 名		
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称		
開発許可を受けた際の 予 定 建 築 物 等 の 用 途		
予 定 建 築 物 等 以 外 の 建 築 物 の 建 築 等 又 は 特 定 工 作 物 の 新 設 の 概 要	土地の所在	
	地 目	
	土地の面積	
	用 途	
申 請 の 理 由		

備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名
を記載すること。

2 次の図書を添付すること。

- ① 付近見取図
- ② 許可申請区域を明示した土地利用計画図
- ③ 建築物の配置図（縮尺300分の1以上のもの）
- ④ 建築物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
- ⑤ 許可申請区域の存する土地の登記簿謄本及び公図の写し
- ⑥ 許可申請区域の面積を算出した図面

様式第17号（第15条関係）

地 位 の 承 継 届 出 書

年 月 日

むつ市長

届出者 住 所
氏 名
電 話

印

都市計画法第44条の規定により、下記のとおり許可に基づく地位を承継したので届け出ます。

記

開 発 許 可 の 概 要	1 開 発 行 為 の 許 可 を 受 け た 者 の 氏 名 又 は 名 称	
	2 開 発 行 為 の 許 可 番 号	年 月 日 第 号
	3 開 発 行 為 の 許 可 を 受 け た 地 域 の 名 称	
4 被承継人の住所及び氏名又は名称		
5 承 継 年 月 日		年 月 日
6 承 継 の 理 由		

- 備考 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
- 3 次の書類を添付すること。
- ① 相続人の場合、相続関係を示す戸籍謄本又は届出者と開発許可者との関係を証する書類
- ② 法人の場合、合併前である開発許可者との関係を証する書類

様式第18号（第16条関係）

地位の承継の承認申請書

都市計画法第45条の規定により、許可に基づく地位の承継を申請します。 年 月 日 むつ市長 申請者 住 所 印 氏 名 電 話 		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 許 可 （ 協 議 成 立 ） 番 号	年 月 日 第 号	
許可に係る地域の名称		
被 承 継 人 の 住 所 氏 名		
承 継 年 月 日	年 月 日	
取得した権原の内容		

- 備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 次の書類を添付すること。
- ①土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
 - ②省令第16条第5項に定める資金計画書
 - ③申請者の資力及び信用に関する調書（様式第1号）
 - ④申請者の住民票抄本（法人の場合は登記事項証明書）
 - ⑤申請者の所得税及び個人事業税の前年における納付すべき額及び納付済額を証する書面（法人の場合は法人税及び法人事業税の前事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面）
 - ⑥工事施行者の能力に関する調書（様式第2号）
 - ⑦工事施行者の住民票抄本（法人の場合は登記事項証明書）
 - ⑧工事施行者が建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることを証する書類

様式第19号（第17条関係）

開 発 登 録 簿										
開 発 行 為 の 許 可	開 発 許 可 番 号 (開発協議成立番号)	第 (指令第 号) 号 年 月 日	受 付 番 号 年 月 日 第 号		開発許可を受けた 者の住所及び氏名					
	開発区域に含まれる 地域の名称及び面積						面積 平方メートル			
							該当条項			
	区 域 ・ 地 域 予 定 建 築 物 等	☐ 非線引都市計画区域 ☐ 都市計画区域外	☐ 第1種低住専 ☐ 第1種中高住専 ☐ 第1種住居 ☐ 第2種住居 ☐ 準 住 居	☐ 田園住居 ☐ 近隣商業 ☐ 商 業 ☐ 準工業 ☐ 工 業	☐ 工業専用 ☐ 指定なし	工事予定年月日	予定建築物等の用途			
	法第41条第1項 の 制 限 の 内 容						着工 年 月 日	完了 年 月 日		
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名						許可に附した条件				
地 位 の 承 継	承 継 承 認 番 号	年 月 日 第 号	受付番号	年 月 日 第 号						
	承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名									
工 事 完 了 検 査	完了検査済証交付年月日	年 月 日 第 号	完 了 公 告 年 月 日	年 月 日 第 号	第 工 区					
	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	第 工 区					
	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	第 工 区	変更許可 年 月 日 第 号				
	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	第 工 区	変更許可 年 月 日 第 号				
	完了時の地名地番					備 考				
	法第37条第1項ただし書の承認	年 月 日 第 号(指令第 号)								
	法第42条第1項ただし書の建築等の許可	年 月 日 第 号(指令第 号)								

様式第20号（第18条関係）

年 月 日

むつ市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

開発登録簿の写しの交付申請書

都市計画法第47条第5項の規定により、下記のとおり開発登録簿の写しの交付を申請します。

記

1 開発行為の許可（協議成立）を受けた者

住所

氏名

2 開発行為の許可（協議成立）年月日及び番号

年 月 日 第 号
(指令第 号)

3 写しの枚数 枚

備考 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

60センチメートル以上

都市計画法による命令の公示

土地又は工作物等の所在地

命令を受けた者の住所・氏名

この土地又は工作物等は、都市計画法に違反しているので、

年

月

日

付けで、同法第八十一条に基づき

を命じ

た。

注

1 この標識を損壊したものは、公文書毀棄罪で罰せられます。

2 この命令に違反して、

を行った場合は罰せられます。

3 年

月

日

水道事業者名

電気事業者名

ガス事業者名

に対して

水道

電気

ガス

の供給

の申込みの承諾を保留するよう要請しています。

年

月

日

むつ市長

45センチメートル以上

28/31

様式第22号（第20条関係）

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

都市計画法施行規則第60条第1項の規定により、次のとおり建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。 年 月 日 むつ市長 申請者 住所 氏名 電話		※手数料欄
建築（建設）をしようとする土地の所在		
区 域 区 分	☐ 非線引都市計画区域 ☐ 都市計画区域外	
用 途 地 域		
法第29条、第34条の2に該当する場合	該 当 項 号	第 項 第 号
	内 容	
法第35条の2、第41条、第42条に該当する場合	該 当 条 項	第 条 第 項
	内 容	
建 築（ 建 設 ） 計 画 の 概 要	開 発 行 為	☐ 有 ☐ 無 (m ²)
	敷 地 面 積	m ²
	用 途	
	工 事 の 種 別	
	そ の 他	
上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。 年 月 日 むつ市長		

備考 次の図書を添付すること。

- ① 付近見取図
- ② 建築物又は特定工作物の配置図（縮尺300分の1以上のもの）
- ③ 建築物又は特定工作物の平面図及び2面以上の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
- ④ 申請に係る土地の面積を算出した図面
- ⑤ 申請に関する計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項又は第42条の規定に適合していることを証する図書

様式第23号（第21条関係）

（表面）

年 月 日交付 第 号 （使用期間 年）						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;">所 属</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">職 名</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">氏 名</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所 属	職 名	氏 名			
所 属	職 名	氏 名				
（都市計画法に基づく土地） 立 入 検 査 証 むつ市長						

（裏面）

この証明書を携帯する者は都市計画法により、他人の土地に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。

都 市 計 画 法 （ 抄 ）

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときには、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(抄)

（都市計画法に基づく事務）

第35条 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、風間浦村、五戸町及び新郷村の区域に係るものは、それぞれ当該市町村が処理することとする。

(14) 第1号、第2号、第4号及び第6号から第9号までに掲げる事務に係る都市計画法第82条第1項の規定による立入検査に関すること。

様式第 1 号 (第 2 条関係)
様式第 2 号 (第 2 条関係)
様式第 3 号 (第 2 条関係)
様式第 4 号 (第 2 条関係)
様式第 5 号 (第 2 条関係)
様式第 6 号 (第 3 条関係)
様式第 7 号 (第 4 条関係)
様式第 8 号 (第 5 条関係)
様式第 9 号 (第 6 条関係)
様式第 1 0 号 (第 7 条関係)
様式第 1 1 号 (第 8 条関係)
様式第 1 2 号 (第 9 条関係)
様式第 1 3 号 (第 11 条関係)
様式第 1 4 号 (第 12 条関係)
様式第 1 5 号 (第 13 条関係)
様式第 1 6 号 (第 14 条関係)
様式第 1 7 号 (第 15 条関係)
様式第 1 8 号 (第 16 条関係)
様式第 1 9 号 (第 17 条関係)
様式第 2 0 号 (第 18 条関係)
様式第 2 1 号 (第 19 条関係)
様式第 2 2 号 (第 20 条関係)
様式第 2 3 号 (第 21 条関係)